

第 2 5 回 期

第 3 2 回 浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 2 月 1 8 日（水） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 0 分

2 開催場所 浅川町役場 2 階大会議室

3 出席委員（委員 1 0 人・推進委員 9 人）

会 長	1 0 番	白川	清一
委 員	1 番	兼子	泰彦
同	2 番	高坂	和幸
同	3 番	須藤	孝夫
同	4 番	藤田	保幸
同	5 番	富永	勉
同	6 番	鈴木	啓
同	7 番	須藤	一二
同	8 番	小針	充則
会長職務代理者	9 番	酒井	秀忠
推 進 委 員	（ 簗 輪 ・ 袖 山 ） 関根 盛夫		
同	（ 中 根 松 ） 会田 信二		
同	（ 大 草 ） 斎藤 良文		
同	（小 貫・太田輪） 薄井 常義		
同	（里白石・福貴作） 須藤 寿行		
同	（里白石・福貴作） 鈴木 政吉		
同	（ 山 白 石 ） 我妻 伸司		
同	（ 山 白 石 ） 岡田 勇弥		
同	（東大畑・畑田） 小室 一男		

4 欠席委員（1 名）

推 進 委 員 （ 浅 川 ・ 滝 輪 ） 緑川 孝雄

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 付議事項

（1）議案第 8 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について

1 件

（2）議案第 8 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について

1 件

(3) 議案第82号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について

1件

(4) 議案第83号 令和8年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第32回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日も、お忙しいなか、ご参集頂き誠にありがとうございます。 早いもので2月も下旬になるところです。暖かくもなってきましたので皆様方春の農作業の準備に余念はないかとは思いますが、今年も体に十分気を付けて頂き農委活動・農作業に精を出して頂ければと思います。 さて、本日の議案ですが、80号から83号件数として4件となっております。本日も皆様の慎重審議をよろしく願いしまして、挨拶とします。以上です。
会 長	本日の出席委員は10名中 10 名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第32回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中 9 名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、7番、須藤 一二委員、8番、小針 充則委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第80号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。

事務局長	(議案第 8 0 号朗読)
会 長	議案の審議に入る前に、本議案については****委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退室していただきます。
****委員	(退 室)
会 長	それでは議事を再開いたします。 議案第 8 0 号について、中里・根岸・松野入地区担当の****委員が退室中のため、代理で副担当の高坂和幸委員より調査報告及び意見を求めます。
高坂委員	中里・根岸・松野入地区担当の農業委員高坂です。 ****委員が退室中のため、議案第 8 0 号、農地法第 3 条についての調査結果の報告及び意見を代理で申し上げます。 譲渡人、****さん。譲受人、****さん。以下記載のとおりです。 2 月 1 4 日 9 時 3 0 分より、譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。 申請の事由は、経営規模の拡大に当たり、農地を取得する内容となっています。 申請地は譲受人の自宅の隣にあり、以前より譲受人が借りて畑として利用していたそうです。譲渡人は耕作する予定がないため譲りたいとの申し出があり、売買に至ったとのことでした。 農地法第 3 条第 2 項の 1 号から 6 号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請は、経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である****さんは、****地区にて水稻、野菜を合わせて 9 0 アールほど生産されています。 取得後は、地域農業活動の取り決めを守り、農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従いながら野菜の栽培を行うとのことでした。 以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号について該当するものがなく、問題ないものと思われます。以上です。
会 長	地区担当委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。

	議案第 8 0 号について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 8 0 号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第 8 0 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。 議事が終了しましたので、****委員に対する議事参与制限を解除します。
**委員	（入室・着席）
会 長	****委員に報告します。議案第 8 0 号は許可相当と意見決定されました。 次に、議案第 8 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	（議案第 8 1 号朗読）
会 長	議案第 8 1 号について、中里・根岸・松野入地区推進委員 会田信二委員より調査報告及び意見を求めます。
会田委員	中里・根岸・松野入地区担当の推進委員会田です。 議案第 8 1 号農地法第 5 条申請についての調査結果の報告及び意見について報告いたします。 譲渡人、****さん。譲受認人、****さん。以下記載のとおりです。 2 月 1 4 日 9 時より、地区副担当の高坂委員及び譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。 申請の事由は、住宅用地とするためです。 譲受人と譲渡人は親子であり、譲渡人の自宅の近くに住宅、駐車場を建設する計画となっています。 調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。"
会 長	続けて事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 まず、立地基準については第 1 種農地、第 3 種農地のどの条件にも当

会 長	てはまらないことから、第2種農地に分類しました。 転用目的は、住宅用地とするためです。 譲受人は現在、申請地の北側にある住宅にて父である譲渡人と同居しています。申請地は現在の居住地と隣接しており生活環境を変えずに生活できるため、子育て・通勤・農業への従事等に最適であることから転用はやむを得ないものと思われます。 次に、一般基準の各項目についてですが、 1. 転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。 2. 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 3. 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和8年9月30日までとされており該当しません。 4. 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法第24条に係る申請を浅川町へ、建築基準法に係る許可申請を県中建設事務所へ行う予定であり、ともに許可見込のため問題ありません。 5. 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 6. 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地である****番地、****番地、****番地は譲受人が所有する公衆用道路のため問題ありません。 7. 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。 8. 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、住宅及び駐車場を建設することが目的ですので該当しません。 9. 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、地表を砂利で固めるため、土砂等の流出はありません。 また、雨水は自然浸透し、生活排水は浄化槽により合併処理されたのち申請地の東側にある既存の排水管へ流出するため農業用排水路の有する機能に影響はありません。 以上です。 地区推進委員の報告及び事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。
------------	---

事務局長	議案第 8 1 号について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 8 1 号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第 8 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 8 2 号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。 （議案第 8 2 号朗読） 続けて説明いたします。 今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。 農業経営改善計画は、農業委員会の意見決定と、町、JA、普及所などの関係機関で構成された審議会を経て認定されます。 また、計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。 申請者は****さんです。****さんは令和 3 年に認定新規就農者として認定されましたが、青年等就農計画の 5 年が経過し、引き続き改善計画書が提出されました。今回の計画が認定されると、****さんは認定農業者となります。 皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、1 枚目をご覧ください。 ①の（２）に記載のとおり、5 年後の年間農業所得が 4 3 4 万円、年間労働時間は 1, 5 0 0 時間であり、基本構想に沿った内容となっております。 作目は水稻の単一経営です。 栽培面積については、現状が 7 0 0 アール、5 年後の目標は、面積は増やさず収量を向上させる計画となっています。 続けて 2 枚目中段をご覧ください。③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより、定めた目標を到達する計画です。 浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画は基本的な構想に沿ったものであると認められるか、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。
会 長	本申請は染地区の方となりますが、里白石・染・福貴作地区推進委員鈴木政吉委員より意見がありましたら発言願います。
鈴木（政）委員	里白石・福貴作・染地区推進委員の鈴木です。ただいまの案件について

	て意見を申し上げます。 事務局から説明があったとおりで、今回認定を受けようとしております****さんは認定新規就農者の認定を受けてから５年が経過しました。 経営計画の改善ということで高性能機械の導入により省力化、品質・収量の向上を目標とし、農業の安定経営に取り組むということで、目指すべき経営目標が明確であり、今後は集落の農業にとっても重要な担い手になってもらえるものと期待できるので、認定に対して問題ないものと考えます。以上です
会長	事務局の説明及び地区推進委員の発言が終わりましたので質疑を許します。 議案第８２号について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第８２号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第８２号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第８３号、令和８年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	（議案第８３号朗読）
生田目主査	続けて説明いたします。 農業委員会では、農地法第５２条において農地の賃貸借の賃借料に関する情報を収集、整理、分析し、情報を提供することとされていることから、毎年２月の総会において農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料について決定し、農家の皆さんには細目書配布の際に同封して配布をしておりました。本日は令和８年度の参考資料を決定するため議案として提出したところでございます。 参考としまして、令和７年度の浅川町における農作業労働賃金・農地賃借料参考資料や実際の貸し借り料金及び近隣町村との比較表を議案書に添付し送付させていただいております。比較表は石川管内の町村および浅川町に隣接する市町村の昨年度の数値となります。また、石川町のみ最新の令和８年度の料金表がすでに送付されておりますので、別紙にて送付しております。 実際の賃借料情報や比較表から他町村との差が大きい部分についてなど、農業委員、推進委員の皆様で８年度の内容についてご検討いただき、決定していただきますようお願いいたします。

会 長	それでは、時間もかかりますので、暫時休議をして、これを検討していただき、後ほど採決したいと思います。 (議案検討)
会 長	それでは再開いたします。議案第 8 3 号について、事務局より金額を報告します。
事務局長	(金額の朗読)
会 長	議案第 8 3 号について、ただいま事務局より報告があった金額のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ですので、議案第 8 3 号、令和 8 年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定については、許可相当と意見決定いたします 次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 なければ、事務局より連絡事項をお願いします。
事務局長	次回総会ですが、3 月 1 6 日(月)午後 1 時 3 0 分より開催予定です。 1 月分の活動記録簿を回収しますので、まだ提出されていない方は事務局まで提出願います。
事務局長	大字****字****番地、****番地において、盛土の申請がありましたので情報提供いたします。 浅川町建設水道課にて大字****字****地内の道路拡幅工事を行っており、そこで排出された残土を、農地に盛土し凹凸を軽減する計画となっております。農地改良行為に該当しますので農地転用は必要ありませんが、農地の所有者より届け出がありすでに許可済みですのでご承知おきください。
生田目主査	現在皆様に購読していただいている全国農業新聞の購読料につきましては、令和 8 年 4 月以降、月額 7 0 0 円から 9 0 0 円に改定する旨福島県農業会議より通知がありました。購読料については年 2 回の報酬支払時に天引きさせていただいておりますが、3 月末支払いの報酬より天引き額を変更させていただきますのでご了承ください。
会 長	それでは、以上を持ちまして第 3 2 回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ 印

同 議事録署名委員 _____ 印

同 議事録署名委員 _____ 印